

写

22生産第10823号
22経営第7152号
平成23年3月22日

農林中央金庫代表理事理事長 殿

農林水産省生産局長 今井 敏

農林水産省経営局長 平尾 豊徳

原子力災害対策特別措置法に基づく指示による農産物等の出荷制限により
影響を受ける農業者等に対する金融の円滑化について（依頼）

今回の平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により、被害を受けた農林漁業者等に対する融資については、既に特段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

今般、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、平成23年3月21日付けで、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき、原子力災害対策本部長内閣総理大臣から、別添のとおり、特定の地域、農産物等を対象として出荷制限の指示が出されたところです。

この指示による農産物等の出荷制限については、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき、適切な補償が行われることとなりますが、農業者等においては、当面の資金繰りに支障を来すことが懸念されております。つきましては、この出荷制限による農業経営への影響等を十分御理解の上、対象地域における農業者等に対する資金の円滑な融通が図られますよう特段の御配慮をいただくとともに、傘下系統金融機関に対しても周知徹底方、お願い申し上げます。

22生産第10823号
22経営第7152号
平成23年3月22日

写

全国銀行協会会長
社団法人全国地方銀行協会会長
社団法人第二地方銀行協会会長
社団法人全国信用金庫協会会長
社団法人全国信用組合中央協会会長

殿

農林水産省生産局長 今井 敏

農林水産省経営局長 平尾 豊徳

原子力災害対策特別措置法に基づく指示による農産物等の出荷制限により
影響を受ける農業者等に対する金融の円滑化について（依頼）

今回の平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により、被害を受けた農林漁業者等に対する融資については、既に特段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

今般、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、平成23年3月21日付けで、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき、原子力災害対策本部長内閣総理大臣から、別添のとおり、特定の地域、農産物等を対象として出荷制限の指示が出されたところです。

この指示による農産物等の出荷制限については、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき、適切な補償が行われることとなりますが、農業者等においては、当面の資金繰りに支障を来たすことが懸念されております。つきましては、この出荷制限による農業経営への影響等を十分御理解の上、対象地域における農業者等に対する資金の円滑な融通が図られますよう特段の御配慮をいただくとともに、貴会会員に対しても周知徹底方、お願い申し上げます。

22生産第10823号
22経営第7152号
平成23年3月22日

写

農林中央金庫代表理事理事長
全国銀行協会会長
社団法人全国地方銀行協会会長
社団法人第二地方銀行協会会長
社団法人全国信用金庫協会会長
社団法人全国信用組合中央協会会長

殿

農林水産省生産局長 今井 敏

農林水産省経営局長 平尾 豊徳

原子力災害対策特別措置法に基づく指示による農産物等の出荷制限により
影響を受ける農業者等に対する金融の円滑化について（依頼）

今回の平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により、被害を受けた農林漁業者等に対する融資については、既に特段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

今般、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、平成23年3月21日付けで、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき、原子力災害対策本部長内閣総理大臣から、別添のとおり、特定の地域、農産物等を対象として出荷制限の指示が出されたところです。

この指示による農産物等の出荷制限については、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき、適切な補償が行われることとなりますが、農業者等においては、当面の資金繰りに支障を来すことが懸念されております。つきましては、この出荷制限による農業経営への影響等を十分御理解の上、対象地域における農業者等に対する資金の円滑な融通が図られますよう特段の御配慮をいただくとともに、貴会会員に対しても周知徹底方、お願い申し上げます。

写

22生産第10823号

22経営第7152号

平成23年3月22日

(株)日本政策金融公庫

農林水産事業本部営業推進部長 殿

農林水産省生産局総務課長

農林水産省経営局金融調整課長

原子力災害対策特別措置法に基づく指示による農産物等の出荷制限により影響を受ける農業者等に対する金融の円滑化について（依頼）

今回の平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により、被害を受けた農林漁業者等に対する融資については、既に特段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

今般、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、平成23年3月21日付けで、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき、原子力災害対策本部長内閣総理大臣から、別添のとおり、特定の地域、農産物等を対象として出荷制限の指示が出されたところです。

この指示による農産物等の出荷制限については、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき、適切な補償が行われることとなりますが、農業者等においては、当面の資金繰りに支障を来たすことが懸念されております。つきましては、この出荷制限による農業経営への影響等を十分御理解の上、対象地域における農業者等に対する資金の円滑な融通が図られますよう、特段の御配慮をいただくとともに、各支店及び受託法人に対しても、上記趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしくお願いいたします。

写

22生産第10823号

22経営第7152号

平成23年3月22日

独立行政法人農林漁業信用基金

理事長 殿

農林水産省生産局総務課長

農林水産省経営局金融調整課長

原子力災害対策特別措置法に基づく指示による農産物等の出荷制限により影響を受ける農業者等に対する金融の円滑化について（依頼）

今回の平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により、被害を受けた農林漁業者等に対する融資については、既に特段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

今般、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、平成23年3月21日付けで、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき、原子力災害対策本部長内閣総理大臣から、別添のとおり、特定の地域、農産物等を対象として出荷制限の指示が出されたところです。

この指示による農産物等の出荷制限については、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき、適切な補償が行われることとなりますが、農業者等においては、当面の資金繰りに支障を来たすことが懸念されております。つきましては、この出荷制限による農業経営への影響等を十分御理解の上、対象地域における農業者等に対する資金の円滑な融通が図られるべく、特段の御配慮をいただけるよう、農業信用基金協会に対して依頼しておりますので、保険・保証業務についても万全の態勢をおとりいただくようお願いいたします。

写

22生産第10823号

22経営第7152号

平成23年3月22日

全国農業信用基金協会協議会

会長理事 殿

農林水産省生産局総務課長
農林水産省経営局金融調整課長

原子力災害対策特別措置法に基づく指示による農産物等の出荷制限により影響を受ける農業者等に対する金融の円滑化について（依頼）

今回の平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により、被害を受けた農林漁業者等に対する融資については、既に特段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

今般、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、平成23年3月21日付けで、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき、原子力災害対策本部長内閣総理大臣から、別添のとおり、特定の地域、農産物等を対象として出荷制限の指示が出されたところです。

この指示による農産物等の出荷制限については、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき、適切な補償が行われることとなりますが、農業者等においては、当面の資金繰りに支障を来たすことが懸念されております。つきましては、この出荷制限による農業経営への影響等を十分御理解の上、対象地域における農業者等に対する資金の円滑な融通が図られるべく、貴会の会員である農業信用基金協会におかれましては特段の御配慮をいただけるよう、周知徹底方、お願い申し上げます。

写

22生産第10823号
22経営第7152号
平成23年3月22日

全国農業協同組合中央会会長 殿

農林水産省生産局長

農林水産省経営局長

原子力災害対策特別措置法に基づく指示による農産物の出荷制限により影響を受ける農業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について（依頼）

このことについて、関係機関に対して別添写しのとおり依頼したので、御承知いただくとともに、貴職におかれても貴管下系統金融機関に対して、適切な指導をお願いします。

写

22生産第10823号
22経営第7152号
平成23年3月22日

福島県知事
茨城県知事
栃木県知事
群馬県知事

殿

農林水産省生産局長

農林水産省経営局長

原子力災害対策特別措置法に基づく指示による農産物等の出荷制限により影響を受ける農業者等に対する金融の円滑化について（依頼）

このことについて、関係機関に対して別添写しのとおり依頼したので、御承知いただくとともに、貴職におかれても貴管下系統金融機関に対して、適切な指導をお願いする。

指 示

平成 23 年 3 月 21 日

茨城県知事
橋本 昌 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅直人

東京電力(株)福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づき、下記のとおり指示する。

記

各県におかれては、それぞれ次に掲げる品目について、当分の間、出荷を控えるよう、関係事業者等に要請すること。

- ① 福島県、茨城県、栃木県及び群馬県において産出されたホウレンソウ及びカキナ
- ② 福島県において産出された原乳